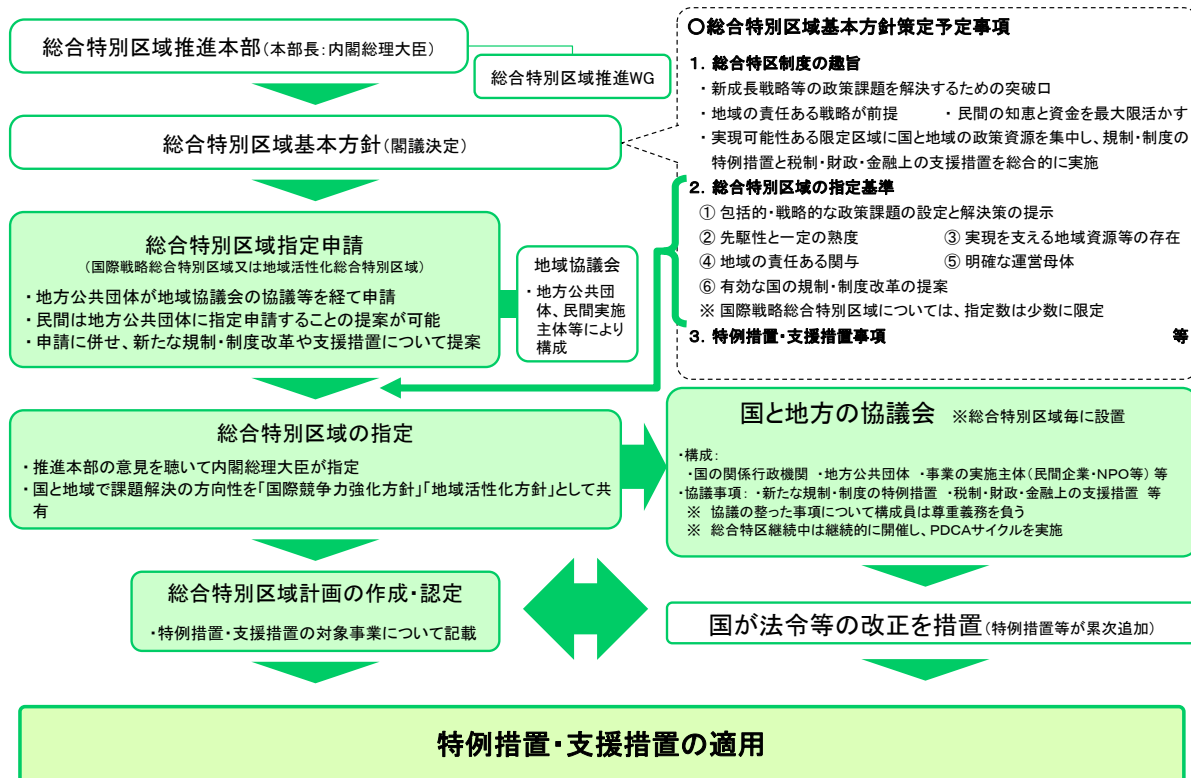


○総合特区法が成立しました

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口として、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」を実現する「総合特別区域法」が、6月22日に成立しました。

総合特区制度は、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援しようとするものです。（概要を以下に示します。）具体的には、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施するものです。

総合特別区域法案のスキーム



この制度は、①我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する取組を対象とした「国際戦略総合特区」、②地域資源を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象とした「地域活性化総合特区」の2つのパターンの「総合特区」により、拠点形成による国際競争力等の向上及び地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることをねらいとしています。

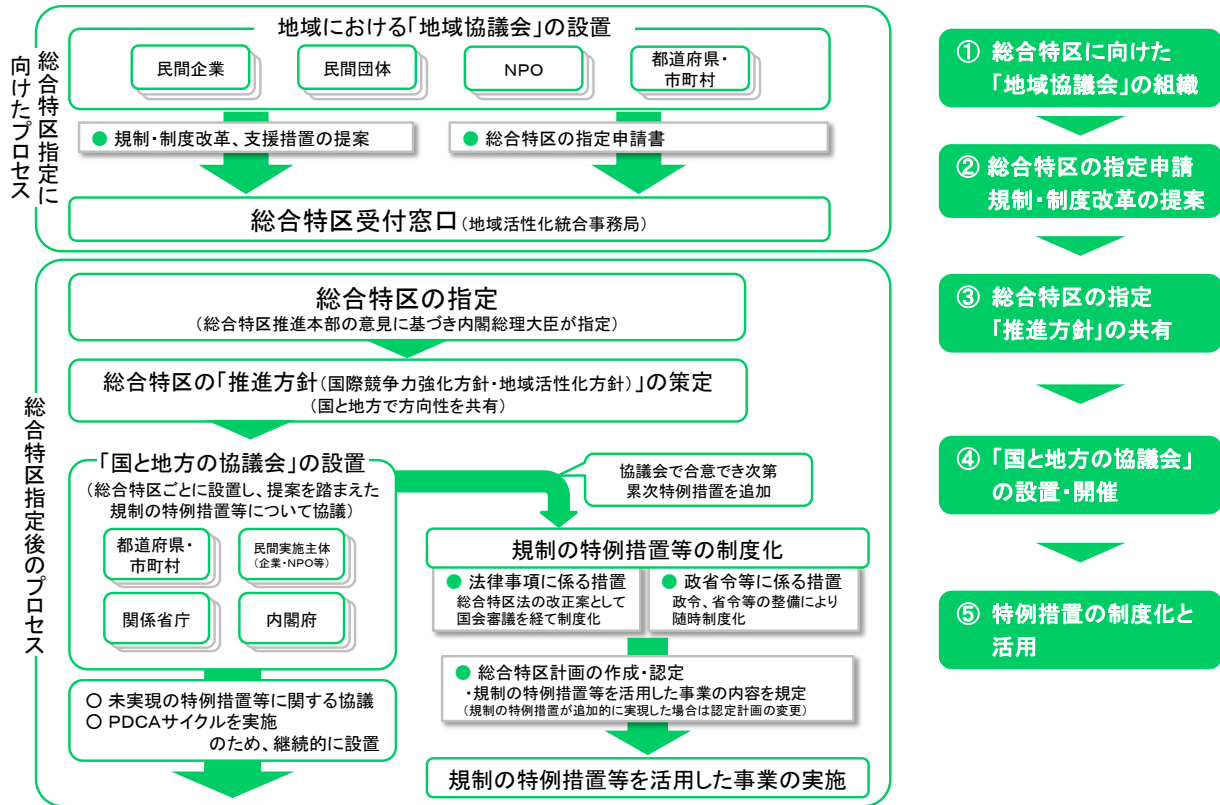
○総合特区制度の流れ

総合特区制度の流れを下図に示します。まず、地域のチャレンジに際して必要とされる規制・制度改革や、税制・財政・金融上の支援措置等の提案とともに、地域より指定の申請が行われ、これを受け、政府が一定の要件等に基づき「総合特区」を指定することとなります。

指定された「総合特区」においては、国と地域が一体となって取組を推進するための「国と地方の協議会」を設置し、必要な規制・制度改革や支援措置等について総合的に協議・改善・実施等を行うこととなり、国と地方の協働プロジェクトとして推進されることも本制度の特徴といえます。

「国と地方の協議会」を通じて制度化した特例措置については、地方公共団体が総合特区計画を作成し、内閣総理大臣が認定することで、活用することが可能となります。

総合特区が実現するまでのプロセス



○今後の予定

総合特区制度については、今後、法の施行に向けた政令・省令の策定や、制度の開始に向けた総合特区方針の策定などの手順を経ることとなります。パブリックコメントも含めたこれらの手順を終えた後に、法に基づく指定申請の受付を開始する予定です。

これらの予定については、関連する節目ごとに、当事務局ホームページ等を通じた情報提供を進めていく予定です。